

小田原文学館条例施行規則の一部改正について

1 改正の背景

国の登録有形文化財に登録されている小田原文学館では、小田原ゆかりの作家の自筆原稿や書簡などの貴重資料を展示しています。

これらの貴重資料を着実に保全するためには、資料の劣化や退色等の原因となる照明の照射時間を短縮するとともに、長期にわたる同一資料の展示を避けるための展示替えなどを行う必要があります。

また、文学館は建築後80年以上が経過しており、建物の保全や庭園管理に定期的な整備等が必要な状況です。

このため、小田原文学館の休館日や開館時間の変更等を行うための小田原文学館条例施行規則の一部改正を行うものです。

2 改正する規則

小田原文学館条例施行規則

3 改正の内容

小田原文学館の展示資料及び建物の保全等を図るため、小田原文学館条例施行規則を次のように一部改正します。

(1) 休館日の変更

小田原文学館の休館日を次のとおりとします。

なお、小田原文学館については教育委員会が特に必要があると認めるときはその休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることとします。

現状	令和3年度以降
12月28日から1月3日まで	毎週月曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。 12月28日から1月3日まで

※休日とは、国民の休日に関する法律第3条に規定する休日。

(2) 開館時間の変更

小田原文学館の開館時間を次のとおりとします。

なお、小田原文学館については教育委員会が特に必要があると認めるときはその開館時間を変更することができることとします。

現状	令和3年度以降
午前9時から午後5時まで	3月から10月まで 午前10時から午後5時まで 11月から2月まで 午前10時から午後4時30分まで

4 施行予定日

令和3年4月1日予定